

今後の地方自治体監査制度の変革の可能性

石川 恵子

実践女子大学人間社会学部

はじめに

本稿では、地方自治体の監査制度改革に着目して、なぜ、地方自治体の監査制度改革が進められているのか、今後、監査制度はどのように変革する可能性があるのか、そして、監査制度が変革するにあたっては、どのような点において課題があるかを明らかにすることを目的としている。

地方自治法の抜本的な見直しが行われている。見直しにあたって、検討課題の1つとしてとりあげられ、議論されているのが、地方自治体の「監査制度及び財務会計のあり方」についてである。とりわけ、地方自治体の監査制度については、現行の監査委員制度および外部監査制度についての廃止を含めて、ゼロベースでの見直しが進められ、新たな監査制度のあり方が模索されている¹。

そして、この議論に関連して公表されている改革の骨子「監査制度の見直しの方向性について（たたき台）」では、新たな監査制度の制度設計のあり方を示す3案が提示されている²。それぞれの案は「監査機能のあり方」、「内部統制体制」、そして「外部監査体制」に関連して異なる見解を示しているが、この3案には2つの共通する方針がある。それは（1）内部統制体制を整備すること、そして（2）決算審査等の職務を外部監査化することである。すなわち、従前、地方自治体において、あまり議論されてこなかった内部統制に係わる体制を整備すること、そして監査委員が実施してきた決算審査等の職務を外部監査人が実施することである。

本稿では、この2つの方針、すなわち（1）内部統制体制の整備および（2）決算審査等の職務の外部監査化に着目して、今後、監査制度がどのように変革する可能性があるかを考察する。はじめに、第I章では、なぜ、地方自治体の監査制度の見直しをする必要が生じたのか、その背景について明らかにする。次に、第II章では、現行の地方自治体の監査制度の現状を整理する。最後に、第III章では、「監査制度の見直しの方向性について（たたき台）」に基づいて、監査制度が、今後、どのように変革する可能性があるのか、そして、改革を行っていく上で、どのような課題があるのかを考察する。

第I章 監査制度の見直しの背景

今般の地方自治体の監査制度の見直しの背景には、地方自治体を取り巻く環境に変化がみられたことがある。そして、その変化とは(1)一部の地方自治体において不適正な経理処理が行われていたことが顕在化したこと、そして(2)地方自治体の財政状況が悪化し、深刻な社会問題となっていることである。以下では、(1)不適正な経理処理の実態と(2)地方自治体の財政状況の悪化に伴う、昨今の地方自治体における制度の整備状況について整理することを通じて、監査制度の見直しの背景を考察する。

(1) 地方自治体の不適正な経理処理の実態

不適正な経理処理の実態については、会計検査院が平成20年度から23年度までの3年間にわたって、47都道府県および18政令指定都市を対象に実施した実地調査が有用である。当該調査結果は『都道府県及び政令指定都市における国庫補助金に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策についての報告書(以下、報告書と略記する。)]として公表されている³⁾。以下では報告書に依拠して、地方自治体における不適正な経理処理の実態について整理する。

報告書によれば、調査対象の全ての都道府県において、需用費が不適正な経理処理によって支払われていたことが明らかにされている。そして、不適正な経理処理が行われた発生原因および会計手続等について、次のような分析をしている。不適正な経理処理の発生原因は(1)公金の取り扱いの重要性に対する認識が欠如していたこと、(2)補助金等は全て使い切らなければならないという意識が働いていたことである。そして、そのもとで行われていた会計手続は、検収事務等が形骸化していた。

また、報告書では、国庫補助金の対象とはならない用途に支払いをあてていたこと、その発生原因は、国庫補助金の使途について、誤った解釈をしていたことを明らかにしている。(図表「不適正な経理処理の類型と発生原因」を参照。)

図表 不適正な経理処理の類型と発生原因

内 容	類 型	手 法	発 生 原 因
不適正な経理処理	・ 預け金 ・ 一括払い ・ 差替え	業者の協力を得て、実際に納入された物品とは異なるものを購入。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公金の取り扱いの重要性に対する認識の欠如。 ・ 補助金等は、返還が生じないように全て使い切らなければならない、という意識。 ・ 検収事務等の形骸化。
	・ 翌年度納入 ・ 前年度納入	翌年度以降または前年度以前に納入された物品を現年度に納入されたこととして、現年度予算から支払う。	
国庫補助金の補助の対象外への支出	・ 旅費の支払い ・ 賃金の支払い	国庫補助金の補助の対象とはならない用途への支払い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金の範囲の拡大解釈。 ・ 使途の認識が不十分であること。 ・ 業務内容の把握が不十分であること。 ・ 事務処理の誤り。

※会計検査院の「報告書」に基づいて、作成した。

すなわち、不適正な経理処理の実態および国庫補助金の対象外への支出の実態は、職員の私的な流用を目途とするものではなかった。その実態は、職員の会計法令等の遵守に対する知識の不足、ならびに会計事務手続の職務分担に対して、けん制機能が働いていなかったことによるものであった。

この実態から明らかなことは、一部の地方自治体においては、物品の購入手続等についての内部統制が整備され、有効に機能していなかったこと、また、不適正な経理処理に対して、モニタリングするなどの、けん制機能が機能していなかったことである。そして、この実態こそが監査制度の見直しの背景の1つであり、そのもとでは、不適正な経理処理を未然に防ぐためには、内部統制の整備が必要不可欠であることが認識されている。

(2) 地方自治体の財政状況の悪化に伴う制度の整備状況

地方自治体の財政状況の悪化に伴う制度の整備は、平成18年に発覚した夕張市の財政破たんが端を発している。夕張市の財政破たんが発覚したことを受けて、平成21年に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」、通称「財政健全化法」が施行された。

本法律が施行されたことで、地方自治体は「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、そして「将来負担比率」という4つの指標を作成し、公表することが義務づけられた。

4つの指標は地方自治体の財政の健全性を判断するための指標で「健全化判断比率」と呼称されている。そして、健全化判断比率については、監査委員の審査に付すことも制度化された。更に加えて、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準を上回る場合には、外部監査に付されることも制度化された。

ただし、当該制度が監査制度に求めているのは、抜本的に財政赤字を克服することではないことには注意する必要がある。すなわち、監査委員は、当該指標の結果に基づいて、財政に係わるアドバイザーとしての役割を求められているのではない。本制度の趣旨は、財政が悪化している地方自治体に対して警鐘を鳴らすことにあり、監査制度に求められていることは破たんの予防措置として機能することにある。

第Ⅱ章 現行の地方自治体の監査制度の現状

上述したように、地方自治体を取り巻く環境は変化しており、これに対応して求められる監査制度のあり方にも、注目が集まっている。このような環境の変化に対応した監査のあり方とは(1)地方自治体の不適正な経理処理を防ぐために、けん制機能としての役割を果たすこと、そして(2)事務執行の経済性、効率性および有効性を向上するために、これに関連して助言的な役割を担うことにある。

もとより、地方自治体の監査制度の役割には、事務執行に対する内部けん制として機能すること、そして事務手続が経済的に、効率的にかつ有効に執行されていたことを検証することがある。とはいえ、現実にはあまり機能していないのではないか、ということが懸念されてきた。そして

今後、現行の監査制度が、これらの役割を果たしていくことが可能なのであろうか、ということに制度改革の関心が向けられている。ここに、現行の監査委員制度および外部監査制度についての廃止を含めて、ゼロベースでの見直しが提案されている原因がある⁴。

以下では、なぜ、監査委員制度および外部監査制度がこれらの役割を果たしてこなかったのか、その原因を(1) 監査体制の内部けん制機能としての現状、そして(2) 経済性、効率性および有効性の監査の現状から整理する。

(1) 監査体制の内部けん制機能としての現状

上述したように、監査体制には不適正な経理処理を未然に防ぐための、けん制機能としての役割がある。とはいえ、現行の監査制度、すなわち監査委員制度および外部監査制度は、当該機能が機能しにくい制度設計になっている。

まず、監査委員制度において、けん制機能が機能しにくい現状については、現状の監査体制において、監査委員の外見上の独立性を確保することの困難さから説明することができる⁵。すなわち、監査委員は他の執行機関から独立してはいるものの、監査委員の身分は地方自治体の組織内部に所属しており、完全に独立した組織ではないことである。このことは、監査委員が内部からの干渉を受ける可能性を予見させることから、内部けん制の機能を果たす上での支障となっている。

また、監査委員には地方自治体の常勤職員であった者が識見委員として選任されることを認めていることも、内部けん制機能を果たす上での支障となっている。この点については、過去の監査制度改革においても、元常勤の職員では、身内に対して甘くなり、内部けん制機能が効かなくなるのではないかと懸念され、議論されていたことから明らかである⁶。

すなわち、監査委員制度における制度設計は、監査委員の独立性を確保することの困難さを残しており、このことは、監査委員が不適正な経理処理に対して、けん制機能を果たすうえでの支障となっている。

次に、外部監査制度における、不適正な経理処理に対するけん制機能としての役割の現状であるが、これについても、実際には、ほとんど機能していないと考える。これは、外部監査制度においては、地方自治体の不適正な経理処理について意見を述べる事例が、ほとんど見られないことから明らかである。

外部監査制度には包括外部監査契約と個別外部監査契約がある。後者の個別外部監査契約は地方自治体において、議会、長、または地域住民からの監査請求または要求があった場合に、行われる契約であるが、実際には、ほとんど行われていない⁷。そして、前者の包括外部監査契約は、包括外部監査人が「特定の事件(テーマ)」を選択して、行われる監査である。当該監査は、毎会計年度に行われるが、当該監査契約のもとで、監査人が不適正な経理処理について意見を述べる事例が、ほとんど行われていない⁸。

これに関連して、平成20年度の総務省の調査結果では、包括外部監査契約のテーマのなかで最も多く選択されたテーマが補助金、特別会計、そして委託料などの予算執行に係わるテーマで

あったことが明らかにされている⁹。このことは、外部監査制度が、地方自治体の不適正な経理処理に対するけん制機能としては、極めて強力であるにもかかわらず、実際には不適正な経理処理に対して、モニタリング機能を果たしていない状況にあることを意味している。

(2) 経済性、効率性および有効性に係わる監査の現状

既に述べたように、財政健全化法のもとで、地方自治体は健全化判断比率を作成すること、ならびに、監査委員は当該比率を審査することが義務づけられている。すなわち、現行の監査制度は、地方自治体が財政破たんすることを未然に防止する役割を担っている。

もっとも、財政健全化法が施行される以前から、地方自治体の財政状態をチェックするという意味において、地方自治体の経済性、効率性および有効性に資するための監査、すなわち、3E監査が行われていた。3E監査とは、地方自治体が経済性、効率性、および有効性を確保して、事務執行を行っていたか否かを監査するもので、当該監査結果に依拠して、監査人は財政状態に基づいて、業務改善に係わる助言を付すことが求められている¹⁰。すなわち、3E監査を行う監査人には業務改善のアドバイザーとしての役割がある。

3E監査の実施は監査委員制度および外部監査制度においても、求められている。しかしながら、実際には、3E監査はあまり行われていない状況にある。この原因の1つには、現行の監査制度における3E監査を実施する監査人の専門性の欠如と3E監査を実施する上での体制が整備されていないことを指摘することができる。

まず、監査委員制度においては、監査委員の専門性に係わる問題をあげることができる。現行の監査委員制度における監査委員の選任方法には、議選委員として選任される方法と識見委員として選任される方法がある。地方自治法では、議選委員は議員からの選任であることから、専門性については何ら規定が設けられていない。これに対して、識見委員の専門性に関連して、地方自治法第196条では「人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」であることを規定している。

ただし、地方自治法が規定する専門性を備えている識見委員が、必ずしも3E監査を実施する上で必要な資質を備えているとは限らない。というのも、3E監査を実施する監査人には、地方自治体の財政状態に基づいて業務を改善するためのアドバイザーとしての役割が求められることから、会計および法律にも精通している必要があるからである。このため、3E監査を実施するにあたっては、これらの知識に係わる継続的な研修体制を設ける必要がある。

そして、これについての実際の現状は、これらの専門性に精通している監査人を見出し、監査委員として選任するのは、難しい現状がある。また、各地方自治体が3E監査を実施するための研修体制を設けることにも、限界があるだろう。したがって、識見委員に選任される人物は、多くの地方自治体、とりわけ、小規模な地方自治体においては、元職員であった者が選任されている。

これに対して、外部監査制度においては、専門性の問題というよりもむしろ、体制における問題、すなわち、監査対象についての問題がある。

外部監査人の専門性については、地方自治法第252条の28において、(1) 弁護士、(2) 公認

会計士、(3) 国の行政機関で会計検査に関する行政事務または地方公共団体で監査もしくは財務に関する行政事務に従事した者であることを定めている¹¹。この規定からすると、外部監査制度においては監査人の専門性が確保されているといえる。

とはいえ、外部監査制度は監査委員制度とは異なり、監査対象が限定されていることから、地方自治体の3E監査を実施する上では、かなりの制約がある。すなわち、外部監査制度では、財務監査のうちの随時監査と財政援助団体の監査に限定されている。そして、行政監査は除外されている。更に加えて、地方自治体の「財務諸表監査」に相当する決算審査も除外されている。これは、外部監査制度が監査委員制度の補完的な役割を担う制度として位置づけられてきたことによる。

また、包括外部監査契約を締結しなければならない地方自治体は、都道府県、政令指定都市、中核市に限定されている。これ以外の市町村については条例で定めることにより、監査契約を締結することもできるが、条例を定めることにより包括外部監査契約を締結する地方自治体は極めて少ない状況にある。これを示すものとして、平成22年に公表された総務省の調査結果がある。当該調査結果では、包括外部監査を義務づけられていない地方自治体は1,744団体あり、このなかで、条例を制定することにより包括外部監査を実施したのは15団体であったことを示している¹²。

第三章 地方自治体の監査制度改革の骨子と今後の課題

既に述べたように、地方自治体の監査制度改革の骨子「監査制度の見直しの方向性について(たたき台)」では、監査制度の見直しの方針として、(1) 内部統制体制を整備すること、そして(2) 決算審査等を外部監査化することを提示している。ここに示された方針に基づいて、制度設計を行うのであれば、従来とは全く異なる監査制度を構築することとなる。そして、そのもとでは、現行の監査制度の弱みでもある(1) 不適正な経理処理に対する内部けん制の機能の強化と、(2) 地方自治体の財政状態に資する監査の強化を可能にする。以下では、それぞれの方針に基づいて、今後、監査制度はどのように変化していく可能性があるのか、そして、そのもとではどのような課題があるかを整理する。

(1) 内部統制体制の整備

「監査制度の見直しの方向性について(たたき台)」は、内部統制体制の整備については地方自治体の長に責任を課すこと、そして新たに内部統制担当部局を設けて、内部統制のモニタリングにあたることを提示している。

すなわち、地方自治体の長に対しては、「法令等の遵守目的を達成するための体制の整備等必要な措置を講じること」、そして「内部統制の実施状況を議会及び住民に報告・公表する」ことを義務づけ、その旨を地方自治法に規定することを提示している¹³。更に加えて、地方自治体の長には、定期的に管理職および職員に対して周知徹底し、必要なモニタリング活動を実施し、そしてルール・体制について、適宜に見直しを行うことを求めている。この方法は、会社法および

金融商品取引法に基づいて、民間企業において行われている方法と同様であり、現行法のもとで、経営者は内部統制を整備し、運用することが求められている。

そして、具体的な内部統制の整備主体としては、長の補助機関として、新たに内部統制担当部局を設けて、内部統制のモニタリングを行うことを提案している¹⁴。すなわち、不適正な経理処理に対するけん制機能として、新たに想定されているのは、監査体制からではなく、内部統制担当部局がこれを担うことにある。

このように、新たに想定されている制度のもとでは、地方自治体に内部統制を整備することを義務づけている。そして、そのもとでの課題とは、地方自治体の内部統制をどのように整備していくかにある。というのも、地方自治体の「内部統制」については、従前、あまり議論されてこなかったからである¹⁵。ただし、地方自治体では、「内部統制」についての議論がなされておらず、存在してこなかったとする見方もあるが、予算に係わる「統制」として、予算の事務執行統制あるいは法令への遵守性に係わる統制が存在していたことを看過してはならないだろう。

内部統制は、もともと1992年にトレッドウェイ委員会組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission）が公表した、通称、COSO報告書のなかで精緻化された概念である¹⁶。そして、COSO報告書における内部統制の概念は、財務諸表監査を有効に行う上での前提となる概念である。これに対して、地方自治体では内部統制とは異なるものの、予算執行に係わる「統制」自体は存在していた。

それゆえ、内部統制の整備にあたっては、この既存の「統制」と「内部統制」をどのように整合させ、それを整備していくかについての課題がある。すなわち、既存の「統制」と新たに提案されている「内部統制体制」には重複する統制活動もあることから、これを整備し、統合する必要がある。

（2）決算審査等の職務の外部監査化

決算審査等の職務の外部監査化に関連して、「監査制度の見直しの方向性について（たたき台）」では、内部主体と外部主体が担う役割を明確に区別しており、従来、監査委員が担ってきた職務を外部監査人の職務として課すことを提示している。そして、外部主体が担う職務として、決算審査、例月出納検査、基金の運用状況の審査、そして健全化判断比率の審査をあげている。また、内部主体が担う職務として、財務監査をあげている。

注目すべきは、外部監査人に関連して、資格付与、研修の実施、そして外部監査人の指定を行う全国単一の監査共同組織を設立することを提案していることである。この案は英国の監査委員会（Audit Commission）¹⁷を模範としていると考える。

そして、監査共同組織を設立することの意義は、現行の監査制度の弱みである、監査人の独立性および専門性を確保すること、そして、監査人の専門性に関連して継続的な研修体制を設けることにある。現行の監査制度においては、各地方自治体が監査人の独立性および専門性を確保するのは、厳しい現状があり、継続的な研修体制を設けることにも限界がある。そこで、外部監査人を指名し、継続的な研修体制を確保することを可能にする共同組織を設けることで、これらを

解消するというものである。また、「監査制度の見直しの方向性について（たたき台）」は、3E監査に係わる職務分担についての言及をしていないが、監査人が継続的に研修を受けることができる体制が確保されれば、3E監査を行うために必要な研修を実施することも可能になる。

更に加えて、監査共同組織の職務として提案されているのは、監査基準を設定することである。このように、合意された設定機関が監査基準を設定することの意義は、実施された監査結果について公平性および客観性を付与し、それと同時に監査の品質を一定に保つことにある。現在、監査基準に相当するものとしては、全国都市監査委員会が作成している「都市監査基準準則」がある。これは、監査委員の監査を対象としている。また、一部の地方自治体では、監査基準を個別に作成することも行われている。それゆえ、監査共同組織が監査基準を設定する職務を担うことは、各地方自治体で行われている監査基準の設定に携わる負担を解消することにもなる。

もっとも、監査共同組織の設立については多くの課題が残されている。その1つは、誰がどのように運営していくかについての運営主体の問題である。監査共同組織は外部監査人の指名や、監査基準の設定を行うことから、監査共同組織には強力な権限を付与する必要がある。

また、一部の地方自治体が監査基準を個別に作成している状況からも明らかのように、地方自治体の決算審査に係わる監査証拠の入手方法や監査手続も各地方自治体間で異なっている。それゆえ、監査共同組織が客観性のある監査手続を明確にし、統一的な見解を示すことは、監査の品質管理を保証することにもつながるが、これをどのようにとりまとめて、地方自治体で運用していくかについての課題も残されている。

むすび

以上、考察したように、今般の監査制度改革で構想されている、新たな監査制度では、地方自治体に対して（1）内部統制体制の整備を義務づけ、（2）監査委員の職務とされてきた職務を外部監査化することを提案している。そして、この制度改革の背景にあるのは、顕在化した不適正な経理処理に対応して、未然に防止するための体制を整備すること、そして、地方自治体の財政悪化に伴い、監査人の適格性として専門性を求めていることにある。

もっとも、これらの背景については、従来の監査制度改革でも、議論されてきたところである。すなわち、現行の監査制度は、監査人の独立性からすると、監査委員は内部けん制機能としては脆弱であること、そして監査人の専門性からすると、これを確保することが困難であることである。しかしながら、これらについての抜本的な制度改革は行われず、今日に至っている。

確かに、提案されている新たな監査制度は従来の監査制度とは全く異なるものであり、地方自治体に対して新たな責務を課すことになる。更に加えて、そのもとでは克服すべき課題も多く残されている。すなわち、従前、未整備であった状況をどのように整備していくか、地方自治体でどのように運用していくかなどの問題がある。とはいえ、現状に見合った監査制度のあり方が模索されてしかるべきであり、未整備であった体制を整備し、それを実施していくことが肝要であると考えられる。

注

- 1 総務省『地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）』、平成23年1月。
- 2 「監査制度の見直し案について（たたき台）」が提示している、各見直し案の監査機能に係わる基本的な骨子は以下のとおりである。
 - 見直し案1：長の責任の明確化および監査機能の外部化
 - 見直し案2：内部と外部の監査機能の明確化
 - 見直し案3：監査機能の共同化
- 3 会計検査院『都道府県及び政令指定都市における国庫補助金に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策についての報告書』、平成22年12月。
- 4 現行の監査委員制度および外部監査制度の現状と課題については、以下の拙稿を参照されたい。

石川恵子『監査委員制度の機能化に向けての問題の視点』実践女子大学人間社会学部紀要、平成20年4月、87～98頁。

石川恵子『わが国の地方自治体の外部監査制度の現状と課題——財政健全化法の施行に向けて』実践女子大学人間社会学部紀要、平成21年4月、67～75頁。
- 5 地方自治法第198条の3第1項では監査委員の独立性に関連して、「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公平不偏の態度を保持して、監査をしなければならない」という規定を設けている。
- 6 1997年（平成9年）に改正された地方自治法では、この点が議論され、OBの委員については上限を1名以上とした。
- 7 総務省の調査結果によれば、平成20年度に個別外部監査契約を締結した都道府県・指定都市は京都市のみであった。また、平成20年度に指定都市および中核市以外の市町村で個別監査契約を締結したのは、つくば市、台東区、杉並区、新潟県粟島浦村、南アルプス市、そして三重県伊勢崎町の6団体であった。総務省『地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果』平成22年2月。
- 8 会計検査院 前掲報告書、53頁。

平成15年から20年度までの包括外部監査契約の実施状況によると、不適正な経理処理について意見を述べていた事例としては、平成20年に宮崎県で試験研究機関の財務事務についての事例がある。
- 9 総務省『地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果』前掲資料。
- 10 3E監査については、以下の拙著を参照されたい。

石川恵子『地方自治体の業績監査』中央経済社、平成23年3月。
- 11 外部監査契約を実施する監査人の資格としては、税理士も認められている。
- 12 総務省『地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果』前掲資料。

15団体の内訳は港区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、荒川区、足立区、八王子市、町田市、牧方市、八尾市、丸亀市、坂出市、善通寺市、そして佐世保市である。

また、平成20年に公表された調査結果では、包括外部監査を義務づけられていない地方自治体は1,764団体あった。当該団体なかで、条例を制定することにより包括外部監査を実施したのは14団体であった。14団体の内訳は盛岡市（平成20年4月1日より中核市に移行。）、港区、目黒区、大田区、世田谷区、荒川区、足立区、八王子市、町田市、牧方市、八尾市、坂出市、そして善通寺市である。総務省『地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果』、平成20年12月。
- 13 長に対して以下の体制を構築することを提案している。
 - ・長及び職員の職務の執行が法令等に適合することを確保すること。
 - ・長及び職員の職務の執行の業務の有効性・効率性を確保すること。
 - ・職務の執行に係わる情報の保存・管理
 - ・リスクの管理等に関する規定の整備
 - ・資産の保全と負債の管理の徹底
 - ・内部統制の整備・運用野状況に関する報告・公表
 - ・その他内部統制の整備・運用に関すること。

総務省『地方自治法抜本改正についての考え方』前掲資料、23頁。
- 14 「監査制度の見直し案について（たたき台）」が提示している、各見直し案の内部統制体制に係わる整備

主体は以下のとおりである。

見直し案1・3：長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

見直し案2：長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。更に加えて、長の補助機関である会計管理者とは別に独立した執行機関として「内部監査役」を設ける。

- 15 地方自治体の内部統制については、総務省から以下の研究報告書が公表されている。
総務省『地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会最終報告書』、平成21年9月。
- 16 内部統制については以下の文献を参照されたい。
鳥羽至英『内部統制の理論と制度執行・監督・監査の視点から』国本書房、平成19年5月。
- 17 監査委員会については、前掲の拙著『地方自治体の業績監査』を参照されたい。